

平成 30 年 7 月 10 日

事業主・加入者・受給権者 各位

日本 I T ソフトウェア企業年金基金

関東 I T ソフトウェア厚生年金基金の分配金の交付について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、関東 I T ソフトウェア厚生年金基金（平成 28 年 7 月 1 日付解散認可）の解散に伴う残余財産の分配金を当基金に持ち込む方（解散時引き続き当基金の加入者になった方、厚生年金基金の年金受給者・年金受給待期者で当基金に持ち込むことを選択した方）に係る資金が平成 30 年 6 月 13 日に当基金に交付されました。

解散前に試算した分配金の見込額の 6 割が平成 28 年 7 月 7 日に先行して持ち込まれていますので（「仮給付額」）、このたび交付された額は、分配金の総額から仮給付額を引いた差額になります。

① 個人別の分配金額のご案内について

下記のスケジュールでご案内申し上げます。

区分	ご案内発送日	備考
加入中 ※65 歳未満の在職者	平成 30 年 8 月 20 日	事業主様経由 圧着ハガキ形式
年金受給中	平成 30 年 8 月 3 日	差額を平成 30 年 10 月 19 日に支払 各期支払額は平成 30 年 12 月 3 日支払分から改定
一時金受給済み	平成 30 年 8 月 3 日	差額を平成 30 年 11 月 19 日に支払 （一時所得は平成 30 年 10 月 12 日に支払）
年金受給待期中	平成 30 年 9 月 7 日	関東 I T ソフトウェア厚年基金の年金受給待期者で、 分配金を当基金に持ち込むことを選択した方を含む
一時金未請求	平成 30 年 9 月 7 日	

② 過渡期の給付の裁定処理について

平成 30 年 6 月に交付を受けた分配金（差額）を反映した給付の新規裁定は、8 月下旬から可能になる予定です。このため、一時金であれば、通常は「一時金裁定請求書」を受付してから 3 週間弱でご指定の口座に振り込んでいますが、過渡期については、次のように処理いたします。

◇ 7 月 5 日～8 月 2 日に受付した「加入者資格喪失届」に伴う給付のご案内は、8 月中旬にまとめて発送します。それ以降は、従来どおり、受付から 3～5 週間後に発送します。

◇ 7 月下旬～8 月中旬に受付した給付の請求の裁定は、8 月下旬にまとめて処理します。

● 7 月中旬までに一時金の請求があった方（退職所得の場合）

7 月中旬まで	「一時金裁定請求書」受付
8 月上旬まで	一時金を振込（1 回目）
11 月 19 日	一時金を振込（2 回目）

● 7 月下旬～8 月中旬に一時金の請求があった方

7 月下旬～8 月中旬	「一時金裁定請求書」受付
9 月中旬	一時金を振込（全額）

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）